

県営建設工事の指名競争入札及び条件付一般競争入札に参加しようとする者の指名競争入札等参加資格基準及び県営建設工事請負資格審査申請書の提出期日（昭和 58 年岩手県告示第 157 号）の一部を次のように改正し、平成 19 年 2 月 1 日から施行する。

平成 18 年 12 月 26 日

岩手県知事 増 田 寛 也

改正前	改正後										
<p>1 指名競争入札及び条件付一般競争入札参加資格基準 (1)～(5) [略]</p>	<p>1 指名競争入札及び条件付一般競争入札参加資格基準 (1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) 希望する工事種別が、土木工事、建築一式工事、電気設備工事、管設備工事又は舗装工事にあつては、次のアからオまでの表の左欄に掲げる等級別区分（規程第 6 条第 1 項の規定による等級別の格付けをいう。以下同じ。）に応じ、同表の右欄に定める要件を満たしている者であること。</u></p> <p><u>ア 土木工事</u></p> <table border="1" data-bbox="876 833 1442 1377"> <thead> <tr> <th>等級別区分</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特 A 級</td> <td>1 級技術者 15 人以上</td> </tr> <tr> <td>A 級</td> <td>1 級技術者又は 2 級技術者の合計数 12 人以上（うち 1 級技術者 5 人以上）</td> </tr> <tr> <td>B 級</td> <td>1 級技術者又は 2 級技術者の合計数 6 人以上（うち 1 級技術者 3 人以上）</td> </tr> <tr> <td>C 級</td> <td>1 級技術者又は 2 級技術者の合計数 3 人以上（うち 1 級技術者 1 人以上）</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>備考</u></p> <p><u>1 級技術者 法による技術検定のうち検定種目を 1 級の建設機械施工若しくは 1 級の土木施工管理とするものに合格した者又は技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第二次試験のうち、技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）若しくは総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とす</u></p>	等級別区分	要件	特 A 級	1 級技術者 15 人以上	A 級	1 級技術者又は 2 級技術者の合計数 12 人以上（うち 1 級技術者 5 人以上）	B 級	1 級技術者又は 2 級技術者の合計数 6 人以上（うち 1 級技術者 3 人以上）	C 級	1 級技術者又は 2 級技術者の合計数 3 人以上（うち 1 級技術者 1 人以上）
等級別区分	要件										
特 A 級	1 級技術者 15 人以上										
A 級	1 級技術者又は 2 級技術者の合計数 12 人以上（うち 1 級技術者 5 人以上）										
B 級	1 級技術者又は 2 級技術者の合計数 6 人以上（うち 1 級技術者 3 人以上）										
C 級	1 級技術者又は 2 級技術者の合計数 3 人以上（うち 1 級技術者 1 人以上）										

るものに合格した者をいう。

2級技術者 法第7条第2号イ若しくはロに該当する者（土木一式工事に関する実務の経験を有する者に限る。）、法第15条第2号ハに該当する者（土木一式工事に関する実務の経験を有する者に限る。）又は法による技術検定のうち検定種目を2級の建設機械施工若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者をいう。

#### イ 建築一式工事

等級別区分	要件
A級	<u>1級技術者又は2級技術者の合計数8人以上（うち1級技術者4人以上）</u>
B級	<u>1級技術者又は2級技術者の合計数5人以上（うち1級技術者1人以上）</u>
C級	<u>1級技術者又は2級技術者の合計数3人以上</u>

#### 備考

1級技術者 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者又は建築士法（昭和25年法律第202号）による1級建築士の免許を受けた者をいう。

2級技術者 法第7条第2号イ若しくはロに該当する者（建築一式工事に関する実務の経験を有する者に限る。）、法第15条第2号ハに該当する者（建築一式工事に関する実務の経験を有する者に限る。）、法による技術検定のうち検定種目を2級の建築施工管理（種別を「建築」とするものに限る。）とするものに合格した者又は建築士法による2級建築士の免許を受けた者をいう。

#### ウ 電気設備工事

等級別区分	要件
A級	1級技術者又は2級技術者の合計数6人以上（うち1級技術者3人以上）
B級	1級技術者又は2級技術者の合計数3人以上

備考

1級技術者 法による技術検定のうち検定種目を1級の電気工事施工管理とするものに合格した者又は技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門、建設部門若しくは総合技術管理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者をいう。

2級技術者 法第7条第2号イ若しくはロに該当する者（電気工事に関する実務の経験を有する者に限る。）、法第15条第2号ハに該当する者（電気工事に関する実務の経験を有する者に限る。）、法による技術検定のうち検定種目を2級の電気工事施工管理とするものに合格した者、電気工事士法（昭和35年法律第139号）による第一種電気工事士免状の交付を受けた者若しくは第二種電気工事士免状を受けた後電気工事に関し3年以上実務の経験を有する者又は電気事業法（昭和39年法律第170号）による第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状若しくは第三種電気主任技術者免状の交付を受けた者（同法附則第7項の規定によりこれらの免状の交付を受けている者とみなされた者を含む。）であって、その免状の交付を受けた後電気工事に関し5年以上実務の経験を有する者をいう。

等級別区分	要件
A級	1級技術者又は2級技術者の合計数5人以上（うち1級技術者2人以上）
B級	1級技術者又は2級技術者の合計数3人以上

備考

1級技術者 法による技術検定のうち検定種目を1級の管工事施工管理とするものに合格した者又は技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「流体力学」又は「熱工学」とするものに限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体力学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者をいう。

2級技術者 法第7条第2号イ若しくはロに該当する者（管工事に関する実務の経験を有する者に限る。）、法第15条第2号ハに該当する者（管工事に関する実務の経験を有する者に限る。）、法による技術検定のうち検定種目を2級の管工事施工管理とするものに合格した者、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による技能検定のうち検定職種を1級の配管（選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。）とするものに合格した者若しくは検定職種を2級の配管（選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。）とするものに合格した後管工事に関し3年以上実務の経験を有する者、平成16年4月1日時点で同法若しくは同法附則第2条の規定による廃止前の職業訓練法（昭和33年法律第133号）第25条第1項の規定による技能検定（以下「旧技能検定」という。）のうち検定職種を1

級の配管（検定職種を職業訓練法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（昭和60年政令第269号）第1条の規定による改正前の職業訓練法施行令（昭和44年政令第258号）（職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号）による改正後の職業訓練法施行令をいう。）による配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。以下同じ。）、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管若しくは配管工とするものに合格していた者、平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の配管、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管若しくは配管工とするものに合格していた者であつてその後配管工事に關し1年以上実務の経験を有する者又は水道法（昭和32年法律第177号）による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた後管工事に關し1年以上実務の経験を有する者をいう。

オ 舗装工事

等級別区分	要件
A級	1級技術者又は2級技術者の合計数8人以上（うち1級技術者4人以上）及び1級舗装施工管理技術者1人以上（ただし、1級技術者又は2級技術者と1級舗装施工管理技術者は、同一の者が兼ねることができる。）
B級	1級技術者又は2級技術者の合計数3人以上（うち1級技術者1人以上）及び2級舗装施工管理技術者1人以上（ただし、1級技術者又は2級技術者と2級舗装施工管理技術者は、同一の者が兼ねることができる。）

備考

1級技術者 法による技術検定のう

ち検定種目を1級の建築機械施工若しくは1級の土木施工管理とするものに合格した者又は技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門若しくは総合技術監理部門（選択科目を「建設部門」に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者をいう。

2級技術者

法第7条第2号イ若しくはロに該当する者（舗装工事に関する実務の経験を有する者に限る。）、法第15条第2号ハに該当する者（舗装工事に関する実務の経験を有する者に限る。）又は法による技術検定のうち検定種目を2級の建設機械施工若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者をいう。

1級舗装施工管理技術者

財団法人道路保全技術センターの行う1級の舗装施工管理技術者資格試験に合格し、舗装施工管理技術者資格者証を交付されている者をいう。

2級舗装施工管理技術者

財団法人道路保全技術センターの行う2級の舗装施工管理技術者資格試験に合格し、舗装施工管理技術者資格者証を交付されている者をいう。

(6) 中小建設業者が、継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化する目的で結成する共同企業体（以下「経常共同企業体」という。）については、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア～エ [略]

オ 規程第6条第1項の規定により等級別の格付（以下「等級別区分」という。）を行う工事にあつては、経常共同企業体の等級別区分が、構成員各々の等級別区分より、半数以上の構成員が昇格するような組合せであること。ただし、各構成員の等級別区分が、最上位の等級（土木工事にあつては、第2位等級以上）の場合は、この限りでない。

## 2 県営建設工事請負資格審査申請書の提出期間等

(1) 提出期間 昭和58年及び同年に2の倍数の年を加えた年（以下「名簿作成年」という。）の2月1日から2月

(7) 工事現場ごとに法第26条第1項の規定による主任技術者又は同条第2項の規定による監理技術者を専任で配置することができる者であること。

(8) 中小建設業者が、継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化する目的で結成する共同企業体（以下「経常共同企業体」という。）については、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア～エ [略]

オ 等級別区分を行う工事にあつては、経常共同企業体の等級別区分が、構成員各々の等級別区分より、半数以上の構成員が昇格するような組合せであること。ただし、各構成員の等級別区分が、最上位の等級（土木工事にあつては、A級以上）の場合は、この限りでない。

## 2 指名競争入札及び条件付一般競争入札参加資格の審査の方法

指名競争入札及び条件付一般競争入札参加資格基準に係る審査は、次に掲げる事項につき行うものとする。

### (1) 客観的事項

法第27条の23第3項に規定する経営事項審査の項目

### (2) 主観的事項

ア 工事成績

イ ISO9000 シリーズ認証取得

ウ 岩手県優良県営建設工事表彰

エ 東北地方工事安全施工推進大会における優良企業（現場代理人）表彰

オ 岩手県優秀建設施工者知事表彰

カ ISO14001 認証取得

キ いわて地球環境にやさしい事業所認定取得

ク 新卒者職員採用

ケ 障害者雇用

コ 地域貢献活動

サ 新分野進出

シ 企業連携

ス 県営建設工事の指名停止

セ 有資格者に対する文書警告

ソ 規程第10条第1項の規定による資格の取消し

タ その他知事が必要と認める事項

## 3 県営建設工事請負資格審査申請書の提出期間等

(1) 提出期間 平成19年及び同年に2の倍数の年を加えた年（以下「名簿作成年」という。）の2月1日から2月

末日まで。ただし、この期間に提出できなかった者は、名簿作成年以外の年の2月1日から2月末日まで（昭和59年においては、2月15日から3月15日まで）の期間に提出し、名簿への追加を受けることができる。

(2) 提出書類

ア～ケ [略]

コ [略]

(3) 提出場所及び方法 県内に主たる営業所を有する申請者においては当該営業所を管轄する広域振興局土木部、広域振興局総合支局土木部又は地方振興局の土木部若しくは土木事務所に、県外に主たる営業所を有する申請者においては県土整備部建設技術振興課に直接持参すること。

(4) [略]

3 [略]

4 提出書類記載事項の変更届 申請書提出後次の各号のいずれかに該当する場合は、県営建設工事請負資格審査申請書記載事項変更届（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

5 その他 提出書類は、原則として、横書き、天つづりとし、つづり込みの順序は、2(2)に掲げる順序による。

末日まで。ただし、この期間に提出できなかった者は、名簿作成年以外の年の2月1日から2月末日までの期間に提出し、名簿への追加を受けることができる。

(2) 提出書類

ア～ケ [略]

コ 新卒者職員調書（様式第9号。原則として県内に主たる営業所を有する申請者が、希望する工事種別に応じ、1(1)の表の右欄に掲げる建設工事の種類に対応した建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第1条で定める学科を卒業した者を、卒業後1箇月以内に採用し、申請書を提出する日の直前の1月31日まで連続して雇用している場合（高等学校を卒業した者においては卒業後4年未満の間連続して雇用している場合、大学等を卒業した者においては卒業後2年未満の間連続して雇用している場合に限る。）に限る。）

サ [略]

(3) 提出場所及び方法 県内に主たる営業所を有する申請者においては当該営業所を管轄する広域振興局土木部、広域振興局総合支局土木部又は地方振興局の土木部若しくは土木事務所に、県外に主たる営業所を有する申請者においては県土整備部建設技術振興課に次のいずれかの方法により提出すること。

ア 提出書類を直接持参することにより提出すること。

イ 電子申請・届出汎用受付システムを使用して提出すること。ただし、様式第1号以外の提出書類については、郵送又は持参することにより提出すること。

(4) [略]

4 [略]

5 提出書類記載事項の変更届 申請書提出後次の各号のいずれかに該当する場合は、県営建設工事請負資格審査申請書記載事項変更届（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

6 その他 提出書類は、原則として、横書き、天つづりとし、つづり込みの順序は、3(2)に掲げる順序による。

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号を次のように改める。



岩手県知事 様

貴県所管に係る建設工事の請負契約の相手方になりたいので、別添の書類を添えて申請します。  
 なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

建設業許可番号									

許可を受けている建設業の種類																												
土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	ほ	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	
申請書に添付した総合評定値通知書に記載された審査基準日																							年	月	日			

11	処理 申請者 商号又は名称	フリガナ																														
		漢字																														
12	代表者氏名	(役職名)																(氏名) (姓と名の間を一字空ける)								印						
		都道府県 コード	市区町村 コード	(市区町村名)																郵便番号												
13	本店住所	(市区町村名以下)																電話番号														
		(ビル名等)																FAX番号														
		都道府県 コード	市区町村 コード	(市区町村名)																郵便番号												
14	連絡場所住所	(市区町村名以下)																電話番号														
		(ビル名等)																FAX番号														
		都道府県 コード	市区町村 コード	(市区町村名)																郵便番号												
15	連絡場所営業所名																															
16	受任者住所	(市区町村名以下)																電話番号														
		(ビル名等)																FAX番号														
		都道府県 コード	市区町村 コード	(市区町村名)																郵便番号												
17	受任者営業所名																															
18	受任者名	(役職名)																(氏名) (姓と名の間を一字空ける)														
19	経営事項審査後 に許可番号を 変更した場合	旧建設業許可番号																舗装関連				主観点要素(1)							主観点要素(2)			
		舗装施工管理 技術者 1:1級 2:2級																代理人	マスタ	障害者	文警告	IS14	地貢献	企連携	いわて	新分野	県工事	指停止	IS9			
	経常共同企 業体構成員	構成員 (代表)																構成員				構成員				構成員						
		建設業許可番号	出資率	建設業許可番号	出資率	建設業許可番号	出資率	建設業許可番号	出資率	建設業許可番号	出資率	建設業許可番号	出資率	建設業許可番号	出資率	建設業許可番号	出資率	建設業許可番号	出資率	建設業許可番号	出資率	建設業許可番号	出資率	建設業許可番号	出資率	建設業許可番号	出資率	建設業許可番号	出資率			

申請事務担当者 部課名 \_\_\_\_\_ 担当者氏名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_



新卒者職員調書

商号又は名称 \_\_\_\_\_

氏名	生年月日	卒業年月日	学校・学科名																			
		採用年月日	県営建設工事種別																			
			土木	建築一式	電気設備	管設備	舗装	鋼橋上部	プレコン	法面処理	機械設備	塗装	グラウト	通信設備	しゅんせつ	造園	ボーリング	消防設備	標識設置	鋼工作物	防水	
			土木	建築一式	電気設備	管設備	舗装	鋼橋上部	プレコン	法面処理	機械設備	塗装	グラウト	通信設備	しゅんせつ	造園	ボーリング	消防設備	標識設置	鋼工作物	防水	
			土木	建築一式	電気設備	管設備	舗装	鋼橋上部	プレコン	法面処理	機械設備	塗装	グラウト	通信設備	しゅんせつ	造園	ボーリング	消防設備	標識設置	鋼工作物	防水	
			土木	建築一式	電気設備	管設備	舗装	鋼橋上部	プレコン	法面処理	機械設備	塗装	グラウト	通信設備	しゅんせつ	造園	ボーリング	消防設備	標識設置	鋼工作物	防水	

注 卒業証書又は卒業証明書の写し及び雇用状況を証明する書類（健康保険被保険者証等の写し）を添付してください。

様式第9号の次に次の1様式を加える。

年 月 日

岩手県知事

様

住 所

電話番号

申請者 商号又は名称

代表者氏名

印

建設業許可番号

( - ) 第

号

### 県営建設工事請負資格審査申請書記載事項変更届

先に提出した 年度県営建設工事請負資格審査申請書の記載事項に変更がありましたので、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日